

TLEAミュージック規約(案) 2016/11/03改訂 2023/2/8改訂 2023/7/20改訂

(名称)

1条 本委員会はTLEAミュージックと称する。以下、本委員会と略する。

(目的)

2条 本委員会は、「やすらぎの歌」「風のひびき」等のオリジナルゴスペルの知的財産権の保護を目的とする。

(構成)

3条 本委員会の委員は東京アンテオケ教会の組織として教会の管理の元で決定される。

(著作権について)

4条「やすらぎの歌」「風のひびき」等オリジナルJゴスペルは公募の上、採用されたものは本委員会の管理下に入る。採用されなかったものはその限りではない。すでに歌集に掲載されているすべての楽曲を含む。

5条 採用された楽曲でも、作者の著作人格権(*公表権、氏名表示権、同一性保護権)は保障される。

6条 管理下に入った楽曲については、*財産権は本委員会が保持するものとする。
但し、他団体または個人が財産権について共同管理を申し出てきた場合には本委員会での検討により決定される。

7条 楽曲の使用申請があった場合には本委員会です諾の可否を決定する。

8条 楽曲の使用については、TLEA内では次の項目の申請は不要とする。

- ①礼拝や教会集会での使用
- ②路上ライブや無料のコンサートでの使用
- ③個人私用での複製
- ④奉仕のための構成員内での複製(ダウンロードを含む)
- ⑤賛美グループの活動のための使用(有料無料に関わらず)
- ⑥インターネットラジオやホームページなどでの使用
- ⑦ 教会制作の動画での使用
- ⑧ その他、教会活動においての使用

9条 楽曲の使用については、以下の項目および8条以外の内容については本委員会の許諾を必要とする。

- 1 TLEA内の部門で楽曲を用いて商業活動を行う場合。(賛美部門の荒地に川ミュージックとThe Visonの場合は別に詳細の規約を定める。第14条参照)
- 2 TLEAの教会が楽曲を使用する際に金銭がかかわる場合。
- ③TLEAの教会および賛美グループが広報活動のためにCDを制作し頒布する場合。(別途基準を定める。第15条参照)

10条 他の団体、教会などから許諾申請があった場合は、本委員会が判断して使用料が発生する場合は以下のように該当企業が窓口となる。

* 荒地に川ミュージックが窓口となるケース

①CD、テープなどの録音

市販用や無料配布用のCD、レコード、テープなど スライドショー(静止画)用のDVDなど
ICなどを内蔵した製品(玩具、マイク一体型カラオケ、電話機、電子ピアノなど) オルゴール
カリヨンなどの建造物

②DVD・ビデオなどの映像ソフトの制作

*The Visionが窓口となるケース

①イベントでの使用

- (1)コンサート、各種楽器発表会、マーチングバンドなど (2)カラオケ大会、カラオケ発表会
(3)オペラ、ミュージカル、バレエなど (4)レビューショー、アイススケートショー、ダンス発表会など (5)体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会など (6)ファッションショーなど
(7)演劇、漫才など (8)各種スポーツイベント※(5)を除く (9)ディナーショー
(10)ダンスパーティー (11)映画上映会 (12)ビデオ上映会 (13)店頭での販売促進のための上映 (14)デジタルサイネージでの上映等 (15)学園祭、学校など教育機関での音楽利用

②インターネット商用配信、非商用配信

③放送、CM、映画など

11条 使用料の算定については、JASRAC規定を参考に本委員会が基準を定める。基準については事例により該当企業が検討し、委員会に報告する。委員会はその事例においてそれが相応であるかを判断する。

(無許可の行為に関しての対処)

12条 無許可での楽曲使用が発覚した場合は該当の団体または個人に連絡をとり、許諾申請手続きについて説明し、場合により使用料を徴収する。使用料の徴収は該当企業が担当する。(第10条参照)

(事務)

13条 本委員会の窓口となる事務局を置く。東京アンテオケ教会事務局が管理する。事務局は申請および問い合わせがあった件を委員に連絡する。委員は速やかに委員会に報告する。

(付則)

14条 委員会および荒地に川ミュージックとThe Vision

- ①応募された音源は本委員会の管理とする。
②応募楽譜を元とした歌集掲載楽譜は本委員会のもとする。
③歌集の著作権は荒地に川ミュージックとする。ただし楽譜の著作権は本委員会のもとする。
④77曲CDの原盤権は荒地に川ミュージックのもとする。ただし楽曲そのものは本委員会のもとする。
⑤荒地に川ミュージックで制作したCDは荒地に川ミュージックの著作権(原盤権)とし、The Visionで制作した音源はThe Visionの著作権(原盤権)とする。
⑥荒地に川ミュージックは主にCD、The Visionは主にダウンロード、ストリーミング配信を担当する。
ただ今後、販路が一般であったり、広報活動のために有益と判断される場合においてはその限りではない。
⑦風のひびき、やすらぎの歌の商用使用については本委員会での検討事項とする。

(基本ライン)

- *販売されたオケ、OHPシート、PDF楽譜、奏楽者用楽譜などの以前からある荒地に川ミュージックの企画は荒地に川ミュージックが版權を持つ。
*賛美活動用のオケなどThe Vision所属チームの活動に関するものについては、クライアントの選択とする。
*賛美活動においての自作のオケは妨げるものではない。個人的に依頼する場合も同様であるが、実費以外の金銭の授受は禁止とする。
*新たな商業企画については、委員会の許諾申請を必要とする。

15条 TLEA内の教会や賛美グループがCDなどの録音物を頒布する、または販売する場合の許諾基準。

- ①荒地に川ミュージック、The Visionおよび他の部門企業の商品販売に影響がないこと。ただしその活動が部門企業の利益よりも、オリジナルゴスペルの広報促進に有益と判断された場合はその限りではない。
②広報活動として有益であり、賛美グループやTLEA全体の活動に利益をもたらすと判断された場合は許可。